

類型共通

＜設計において景観形成のために、配慮された事項、考え方等をご記入下さい＞

	指 針	基 準	景観形成上の工夫・配慮事項	適合
大 景 観	□ 地域ごとに誇りとする赤城山をはじめ、榛名山、妙義山といった山並み（以下これらを「赤城山等」という。）の眺めを保全する。	□ 建築物・工作物（以下これらを「建築物等」という。）や屋外広告物は、赤城山等の眺望に配慮した配置・形態・色彩・意匠・掲出方法（以下これらを「配置掲出方法」という。）とする。		☐
		□ 建築物等や屋外広告物は、まちなみ全体として調和した家並みやスカイラインを形成するよう、隣接する建築物等との連続性などに配慮した配置掲出方法とする。		☐
		□ 建築物等は、配置の工夫や長大な壁面の適度な分節化（色使い、素材の使い分け、雁行の採用など）などにより、まちなみと背景となる赤城山等との調和を図る。		☐
小 景 観	□ 市域に数多く存在する多種多様な歴史の蓄積により形成された景観資源を生かしながら、全体に調和の取れたまとまりのある景観形成を心がける。	□ 地区景観を特徴付ける建築物等や神社、鳥居などの文化資源や地区景観を特徴付ける樹木や鎮守の森などの樹木資源に隣接する建築物等や屋外広告物は、その景観資源が作り出す風景に配慮した配置掲出方法とする。		☐
		□ 丘陵や河川敷、田園風景など眺望の対象となる資源に隣接する建築物等や屋外広告物は、その配置掲出方法を周辺の風景に調和させる。		☐
		□ まとまった緑地や地域のシンボルとなっている樹木は、できる限り保全する。		☐
		□ 駐車場や駐車場として使用されている空き地は、車の出入り口の集約化や接道部及び敷地内の植栽などにより、まちなみの連続性の確保や周辺の風景との調和を図る。		☐

※「景観形成上の工夫・配慮事項」が計画と整合しているか、適合審査を行います。

E. 商業・業務地区（本庁管内地区中心市街地・その他の商業・業務地区）

＜設計において景観形成のために、配慮された事項、考え方等をご記入下さい＞

■商業・業務地区共通

	指 針	基 準	景観形成上の工夫・配慮事項	適合
大 景 観	☐ 連続する建築物群と背景となる赤城山等の眺めによって構成される、美しい都市景観を形成する。 ☐ その他の指針は類型共通指針による。	☐ 基準は類型共通基準による。		☐
小 景 観	☐ 各地区の特徴を生かしながら、オープンスペースや公共性の高い空間の修景などにより、活力・にぎわい創りや人の集まる快適性の高い景観形成を心がける。 ☐ その他の指針は類型共通指針による。	☐ 建築物等は、接道部の緑化や低層部の形態・色彩・意匠の工夫などによりにぎわいの連続性に配慮する。		☐
		☐ 大規模な建築物等においては、まちなみの連続性に配慮しつつ、まちのにぎわいづくりに寄与する位置へのオープンスペースの確保や壁面の後退、シンボルツリーの配置等により、周辺環境と調和した交流空間の創出に努める。		☐
		☐ 人通りの多い道路の交差点などは、コーナー性を意識した意匠の採用やオープンスペースの確保、植栽の設置などにより、魅力ある街角を演出するよう努める。		☐
		☐ 建築物等は、周囲の建物等と共通性のある色彩を部分的にアクセントカラーとして用いるなど、色彩に協調性を出すよう心がける。特にテナントビルでは、建物全体が調和した質の高いものとなるよう色彩に配慮する。		☐
		☐ 屋外広告物は、まちなみから突出しすぎない色彩を用いるなど、建物全体及びまちなみとの調和やバランスに配慮し、自然と目に入るデザインを心がける。		☐
		☐ その他の基準は類型共通基準による。		☐

※「景観形成上の工夫・配慮事項」が計画と整合しているか、適合審査を行います。

■本庁管内地区の中心市街地

	指 針	基 準	景観形成上の工夫・配慮事項	適合
大 景 観	☐ 連続する大規模な建築物群のスカイラインと背景にある赤城山等の眺めの対比が創り出す、自然と都市の風景が際立つ都会的景観を保全する。 ☐ その他の指針は商業・業務地区共通指針による。	☐ 基準は商業・業務地区共通基準による。		☐
小 景 観	☐ 政治、経済、文化の中心地として蓄積された歴史的・文化的資源や、都市を貫く豊かな自然環境としての利根川・広瀬川、ケヤキ通りを始めとする勢いのある樹木資源を主体として生かす景観形成を心がける。 ☐ その他の指針は商業・業務地区共通指針による。	☐ 建築物等は、周辺に地区景観を特徴付ける明治から昭和初期に建てられた近代建築物等（群馬会館、前橋カトリック教会、レンガ倉庫など）がある場合は、それらの外観に配慮した配置意匠とすることにより、統一感の感じられる都市景観形成を心がける。		☐
		☐ 建築物等は、地区景観を特徴付ける利根川、広瀬川、馬場川、風呂川などの河川に面する場合は、川面への空間的なつながりや川側からの見え方に配慮した配置意匠とすることにより、建築物等と河川が一体をなす都市景観形成を心がける。		☐
		☐ 建築物等は、周辺に地区景観を特徴付けるケヤキ通りやシンボルツリーなどの樹木がある場合は、それらの四季折々の色彩の変化に配慮し、樹木の佇まいを風景の一部に取り込んだ配置意匠とする。		☐
		☐ その他の基準は商業・業務地区共通基準による。		☐

※「景観形成上の工夫・配慮事項」が計画と整合しているか、適合審査を行います。

■その他の商業・業務地区

	指 針	基 準	景観形成上の工夫・配慮事項	適合
大 景 観	□ それぞれの地域のもつ地形や周辺環境に調和し、背景にある赤城山等の眺めに配慮した景観形成を心がける。 また、赤城山南麓に位置する建築物等は、南側に広がる市街地の眺めを生かした景観形成を心がける。 □ その他の指針は商業・業務地区共通指針による。	□ 建築物等は、それぞれの地域のもつ地形や周辺環境に配慮し、周辺の樹木の高さとの連続性や地形の起伏になじませた屋根形状など、地形との一体感を感じられる配置意匠とする。 □ その他の基準は商業・業務地区共通基準による。		☐
小 景 観	□ それぞれの地域のもつ歴史的・文化的背景を考慮し、隣接する住宅地区や田園地区への景観的影響も配慮しつつにぎわいのある都市景観を形成する。 □ その他の指針は商業・業務地区共通指針による。	□ 住宅地区や田園地区に接する建築物等は、各地区の持つ特性を配慮し、急激な景観的变化を避け地区境界であることを意識した配置意匠とするよう努める。		☐
		□ その他の基準は商業・業務地区共通基準による。		☐

※「景観形成上の工夫・配慮事項」が計画と整合しているか、適合審査を行います。

建築物等及び屋外広告物の配置掲出方法に関する基準

＜設計において景観形成のために、配慮された事項、考え方等をご記入下さい＞

1 外観	景観形成上の工夫・配慮事項	適合
☐ 同一敷地内の建築物等や、屋外広告物、付帯設備、駐車場、植栽、その他必要な施設などは、全体として一体感のある外観となるよう、配置掲出方法に配慮する。		☐
☐ 屋外階段、配管、柵、室外機など、建築物等に付帯する設備類は、建築物等本体との調和を図り、次の例示を参考に必要な修景を行う。 ア 形態や使用する材料は、建築物等の本体と共通性を持たせる。 イ 色彩の調和を図る。 ウ ア、イが実施できない場合や実施しても目立つ場合は、ルーバー※や植栽などで覆う。 ※ルーバー：羽板（はいた）と呼ばれる細長い板を、枠組みに隙間をあけて縦若しくは横方向に平行に組み、羽板の取付角度によって、風・雨・光・埃・人の目線などを、選択的に遮断したり透過したりすることができる装置。		☐
☐ 建築物等の外観の色彩は、赤城山等の眺めを美しく引き立て、建築物等において一般的に多く使われている色彩を用いるなど、周辺のまちなみと調和したものとする。特に、周辺から突出する高彩度色や極端な高明度および低明度色の使用は避ける。		☐
☐ 建築物等の単体としての色彩調和にとどまらず、周辺の建築物等との色彩調和に十分に配慮する。		☐

2 屋上部・頂部	景観形成上の工夫・配慮事項	適合
☐ 建築物等の屋根は、背景となる山並みや周辺の家並みと調和したものとするため、建築物等の高さやスカイラインなどの急激な変化を避けるよう、次の例示を参考に必要な修景を行う。 ア 屋根等の高さのバランスや形状を工夫し、隣接する建物との連続性及び単体としてのゆるやかなスカイラインを形成する。 イ 勾配屋根など、屋根形状の整ったまちなみでは、それらとの調和を図る。また地域によって、屋根形状に特徴がある場合は、それらに配慮した形状とするよう努める。		☐
☐ 屋上設備は、建築物等と一体的に背景となる山並みや周辺のまちなみ景観と調和したものとなるよう、次の例示を参考に必要な修景を行う。 ア 壁面の立ち上げや屋根、ルーバーなどの覆いを設ける。 イ 外部から目立ちにくい配置にするなど、可能な限り露出を避ける。		☐

3 壁面	景観形成上の工夫・配慮事項	適合
☐ 周囲への圧迫感や威圧感を与える大規模な壁面は、その軽減を図るため、次の例示を参考に必要な修景を行う。 - ア 壁面形状に凹凸や雁行等をつける。 - イ 単調になりすぎないように、色面の変化、柱の配置、飾り目地などの分節的デザインを施す。		☐
☐ 高層建築物の低層部の壁面は、通りの連続性やオープンスペースの確保等に配慮した配置・形態・意匠となるよう、次の例示を参考に必要な修景を行う。 - ア 周囲の建物と共通性のある意匠を施す。 - イ 開放性の感じられる意匠とする。 - ウ まちなみの連続性に配慮しつつ、適度な壁面後退により植栽スペースを設置するなどし、オープンスペースの確保に努める。		☐

4 外構	景観形成上の工夫・配慮事項	適合
☐ 建築物等の外観の一部となる外構は、周辺環境へのゆとり空間の創出と緑化に努める。		☐
☐ 建築物等の接道部分の外構は、隣接する周辺の外構と色彩・意匠をそろえたり、生垣などの植栽によって連続性を持たせるなど、周辺との調和に配慮する。		☐
☐ 大規模な建築物等は、シンボルとなる高木を配置するなど、風景にアクセントをつけ、印象的な景観を形成するよう心がける。		☐

5 照明	景観形成上の工夫・配慮事項	適合
☐ 建築物等や、屋外広告物、付帯設備、駐車場、外構などの照明は、周辺環境への影響に配慮しつつ、設置する景観類型地区にふさわしい効果的な夜間景観の演出を図るよう努める。		☐

6 建築物等に付随する施設等の配置意匠	景観形成上の工夫・配慮事項	適合
☐ 建築物等に付随する駐車場、駐輪場、ゴミ集積所その他の施設等は、周囲から目立たない配置意匠とするよう努める。やむを得ない場合は、建築物と同様の形態・意匠の素材によって囲むか、周囲の緑化などにより修景に努める		☐

※「景観形成上の工夫・配慮事項」が計画と整合しているか、適合審査を行います。

その他の行為毎の基準

＜設計において景観形成のために、配慮された事項、考え方等をご記入下さい＞

1 土地の区画形質の変更	景観形成上の工夫・配慮事項	適合
☐ 造成に際しては、現在の地形を活かすとともに、既存樹木の保全及び活用または代替緑化に努める。		☐
☐ 法面がある場合は、低木や芝による緑化を図るなど、表情を持った修景を行う。		☐
☐ 土地の区画形質の変更に伴い擁壁を設置する場合は「2 擁壁」の基準を準用する。		☐

2 擁壁	景観形成上の工夫・配慮事項	適合
☐ 緑豊かな斜面地景観を大切にし、既存樹木の保全及び活用または代替緑化に努める。		☐
☐ 擁壁は、勾配を持たせたり、ひな壇状の形状とするなど、圧迫感を軽減させたいうで、自然石の使用や化粧型枠等による仕上げを行うとともに、樹木による緑化を施すなど、表情を持った修景を行う。		☐
☐ 周辺から望見される擁壁は、自然石の使用や自然石調などの仕上げの工夫により、緑と調和した表情づくりに努める。		☐
☐ 傾斜地における棚田や段々畑など、周辺に石垣や石積みの用いられている地域などにおいては、擁壁や法面に、積極的に地域の石積みの工法を取り入れ、地域性を継承するよう努める。		☐

3 屋外における物品等の集積又は貯蔵	景観形成上の工夫・配慮事項	適合
☐ 物品や廃棄物等の集積又は貯蔵は、極力屋外を避け、やむを得ず屋外に集積等を行う場合は、周辺の景観を乱さないよう高さ・配置に配慮し、積み上げ方を整然とする。		☐
☐ 周辺から目立たないように生垣等により遮蔽に努める。		☐

4 木竹の伐採又は植栽	景観形成上の工夫・配慮事項	適合
☐ 道路に面する部分の伐採を避け、やむを得ず伐採した場合は代替植栽に努める。		☐
☐ 木竹の植栽にあたっては、特に道路に面する部分の緑化を重視し、周辺の植栽や周辺でよく用いられている植樹の活用等、地域性を考慮し、景観類型地区ごとにふさわしいゆとり空間の創出に配慮する。		☐

※「景観形成上の工夫・配慮事項」が計画と整合しているか、適合審査を行います。